

# 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2025 年 7 月 1 日

株式会社エージェント I G ホールディングス

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

2025年7月1日

## 株式移転に係る事後開示書面

東京都新宿区市谷本村町3番29号  
株式会社エージェントIGホールディングス  
代表取締役社長 一戸 敏

東京都新宿区市谷本村町3番29号  
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ  
代表取締役社長 一戸 敏

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（以下「エージェント・インシュアランス・グループ」といいます。）は、2025年3月27日開催の第24回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年7月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社エージェントIGホールディングス（以下「エージェントIGホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。本株式移転に際し、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式移転が効力を生じた日

2025年7月1日

#### 2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定により、本株式移転の差止請求をした株主はありませんでした。

#### 3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

エージェント・インシュアランス・グループは、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2025年3月31日付けで、エージェント・インシュアランス・グループの株主に対し、本株式移転を実施する旨、株式移転設立完全親会社であるエージェントIGホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしましたが、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はありませんでした。

また、エージェント・インシュアランス・グループは、エージェント・インシュアランス・グループの各新株予約権者に対し、本株式移転を実施する旨並びに株式移転設立完全親会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第808条第1項の規定による新株予約権の買取請求をしたエージェント・インシュアランス・グループの新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第810条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数

エージェント・インシュアランス・グループ 普通株式 2,322,848株

5. その他本株式移転に関する重要な事項

- (1) エージェントIGホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時におけるエージェント・インシュアランス・グループの株主に対し、その所有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式1株につき、エージェントIGホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) エージェントIGホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるエージェント・インシュアランス・グループの新株予約権者に対し、エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権1個につきエージェントIGホールディングスの第1回新株予約権1個の割合をもって、エージェントIGホールディングスの新株予約権を割当交付しました。
- (3) エージェントIGホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額	：50,000,000円
②資本準備金の額	：12,500,000円
③利益準備金の額	：0円
- (4) エージェントIGホールディングスの普通株式は、2025年7月1日に名古屋証券取引所メイン市場に上場いたしました。なお、エージェント・インシュアランス・グループの普通株式は、2025年6月27日をもって、名古屋証券取引所メイン市場において上場廃止となりました。

以上